

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）支給のご案内

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※国から制度の詳細が通知され次第、ホームページでお知らせします。

### ■支給額

児童1人当たり一律5万円

### ■対象児童

平成17年4月2日～令和6年2月29日生まれた児童（障がいのある児童は平成15年4月2日以降に生まれた人）

### ■ひとり親世帯の人

ひとり親世帯のうち、児童扶養手当認定者（令和5年3月分の支給を受けている人）は、県が各家庭に給付金の支給についてご案内しています。なお、児童扶養手当認定者以外の人で、収入または所得が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人は、給付金の支給対象になる場合がありますので、お問合せください。

### ■申請書の配布について

支給対象者②のうち、高校生のみ養育する人	6月ごろに町から郵送
支給対象者②のうち、新規児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者	随時、町から郵送
上記以外の人（家計急変者、公務員である児童手当受給者、令和4年1月1日以降の転入者）、その他（税額更正による令和4年度非課税者など）	町民福祉課児童係（1階③窓口）にて配付 ※窓口へお越しください。

### ■支給対象者

①田布施町から令和4年度『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）』を受給した人

※対象児童に該当しない場合は対象外です。

②①のほか、対象児童の養育者であって、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人など

※申請が必要です。

### ■申請方法

#### ◇支給対象者①に該当する人

申請不要（ただし、受給を拒否する場合は拒否届の提出が必要）

※児童手当などの指定口座に支給します。

#### ◇支給対象者②に該当する人

別途申請が必要（町民福祉課児童係にて受付）

■問合せ先 町民福祉課児童係 ☎ 52-5810

## 『結婚新生活応援補助金』の申請を受付けます

結婚して町内に定住する夫婦の新生活を応援するため、制度を拡充して結婚新生活に係る経費の一部を補助します。

### ■補助対象世帯

- ・申請する年の1月1日以降に婚姻届を提出し、町に住民票がある世帯
- ・夫婦の年齢が婚姻日において、ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得金額が500万円以下

### ■補助対象経費

申請した年度に支払った経費

#### ◇住宅取得費用

住宅を購入し、または購入の際に要した費用

#### ◇住宅賃借費用 家賃（共益費含む）、入居費用（敷金、礼金、仲介手数料）

#### ◇引越し費用

引越し業者または、運送業者への支払いの実費

### ■補助金交付額 1世帯あたり、上限30万円

※夫婦ともに29歳以下の場合は、上限60万円

### ■申請期間

申請する年の4月1日～翌年3月31日

### ■提出書類 申請様式に必要書類を添付し、企画財政課に提出する

### ■問合せ先 企画財政課企画係 ☎ 52-5803

※補助対象世帯の要件や提出書類などの詳細は、町ホームページで確認、もしくはお問い合わせください。